CPSA 0026

登山用ロープの認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認50産第7670号・昭和50年12月9日
通商産業大臣改正承認51産第7279号・昭和51年11月15日
通商産業大臣改正承認56産第4871号・昭和56年9月1日
通商産業大臣改正承認3産第3719号・平成3年8月12日
通商産業大臣改正承認8産第1131号・平成8年7月30日

製品安全協会

登山用ロープの認定基準及び基準確認方法

Ⅰ　適用範囲　この基準は、登山用ロープ（身体確保用のものに限る。以下「登山用ロープ」という。）について適用する。

備考：　この基準の中で｛　｝を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって参考値として併記したものである。

Ⅱ　安全性品質　登山用ロープの安全性品質は、次のとおりとする。

認定基準	基準確認方法
1　すれ、傷その他の欠点がなく仕上げが良好であること。	1　目視等により確認すること。
2　落下衝撃試験を行ったとき、初回にはロープの衝撃力がⅢ表示及び取扱説明書の1(8)の表示のあるものにあっては、7,845.3N{800kgf}以下、その他のものにあっては11,768.0N{1,200kgf} 以下であり、２回目にはロープが切断しないこと。	2　落下衝撃試験は落下衝撃試験装置を用いて、有効長さ2.8mのロープの一端を固定し、所定の支点の上方2.5mの高さから、Ⅲ表示及び取扱説明書の1(8)の表示のあるものにあっては、ロープの先端につるした55kgのおもりを、その他のものにあっては、ロープの先端につるした80kgのおもりを自然落下させ、オシログラフによりロープの衝撃力を確認することにより行うこと。この場合において、支点には、日本工業規格Ｇ４３０３(１９９１年)ステンレス鋼棒に定めるＳＵＳ３０４であって曲率半径5mm ±0.1mm のものを用いるものとする。
3　せん断衝撃試験を３回行ったとき、ロープのせん断衝撃力がⅢ表示及び取扱説明書の1(8)の表示のあるものにあっては、いずれも980.7N{100kgf}以上、その他のものにあっては、いずれも1,471.0N{150kgf}以上であること。	3　せん断衝撃試験は、１本のロープから採取した有効長さ2.8mのロープ３点の試料について、２の基準確認方法により確認すること。ただし、支点は、次に掲げる要件に適合すること。 (1) 支点の材質は、日本工業規格Ｇ４３０３(１９９１年)ステンレス鋼棒に定めるＳＵＳ３０４であること。 (2) 支点の形状は、９０度の角度で面取りを施さないものであること。 (3) 支点の表面は粗さが日本工業規格Ｂ０６０１(１９９４年)表面粗さの表４に定める3.2 μm のものであること。

III　表示及び取扱説明書　登山用ロープの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

<table>
<tr><th>認　定　基　準</th><th>基　準　確　認　方　法</th></tr>
<tr><td>1　ロープの末端部の表面に容易に消えない方法で次の事項を表示すること。
　なお、(3)~(6) は、取扱上の注意事項と共に取扱説明書に表示してもよい。
(1) 申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号
(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号
(3) 品名
(4) 呼び径（0.5mm 単位）
(5) 衝撃力(100N{10kgf}) 単位
(6) せん断衝撃力(50N{5kgf}) 単位
(7) 岩角等の鋭角状又はこれに類する物体に強度の衝撃をもって衝突したときには、切断することがある旨
(8) 二つ折り又は２本で使用するものにあっては、1/2 の記号</td><td>1　目視及び触感により確認すること。</td></tr>
<tr><td>2　製品には、次に示す趣旨の取扱上の注意事項を明示した取扱説明書のほか、ロープの履歴記入用紙を添付すること。
　なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。
(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後保管すること。
(2) 岩の割れ目に食い込ませたり、鋭い岩角等にかけないこと。
(3) 靴やアイゼンで踏んだり、岩の上を引きずらないこと。
(4) キンクしたまま使わないこと。
(5) 制動確保を行うこと。
(6) 特に険しい岩場等では二重ロープを使用すること。
(7) 巻くときはよじれないように巻き、持ち歩くときは必ず袋の中に入れること。
(8) 火気に近づけないこと。
(9) 使用後は、通風のよい所で陰干しにして十分乾燥してから冷暗所に置くこと。</td><td>2　専門用語等が使用されておらず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。</td></tr>
</table>

認　定　基　準	基　準　確　認　方　法
(10)使用後、損傷の有無を確認すること。 なお、長時間使用したロープ、又は一度でも大きな衝撃を受けたロープは、外観に損傷がなくても使用しないこと。 (11)使用履歴について整備し、廃棄時期の参考とすること。 (12)ＳＧマーク補償制度の対象となるのは登山（山岳救助活動を含む。）に使用されている場合に限り、レンジャー部隊の訓練、風水害の救助活動など特殊な使い方をしている場合は、対象外となること。 (13)製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名及びその住所。	